

70歳以上の人の自己負担限度額(月額) 【平成29年7月診療分まで】

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当※1:44,400円】
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

【平成29年8月診療分から】

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当※1:44,400円】
一般	14,000円 (年間上限額※2 144,000円)	57,600円 【多数回該当※1:44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

70歳以上の人の高額療養費の自己負担額が変わります

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。

制度の改正により、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が平成29年8月診療分から変更になります。

左図※1 過去12か月間に、一つの世帯で4回以上高額療養費を支給した場合の4回目以降の限度額

左図※2 8月～翌年7月の自己負担額の上限(新設)

※国民健康保険と後期高齢者医療制度で、計算はそれぞれ行います。

70歳以上の人の所得区分	現役並み所得者	国保	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人
		後期	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度被保険者がいる人
	※収入が単身世帯383万円未満、2人以上世帯520万円未満の場合、申請により区分が「一般」になります。		
	一般		
	低所得者Ⅱ	国保	低所得者Ⅰには該当せず、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人
		後期	低所得者Ⅰには該当せず、同一世帯の全員が住民税非課税の人
	低所得者Ⅰ	国保	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯のそれぞれの所得が必要経費・控除(年金所得の控除額は80万円)を差し引いたとき0円になる人
		後期	同一世帯の全員が住民税非課税で、その全員の所得が必要経費・控除(年金所得の控除額は80万円)を差し引いたとき0円になる人

保険料額の算定方法



※賦課の基となる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額をいいます。

※所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額・所得割額の軽減措置が設けられています。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月～翌年3月の1年間の保険料を算定しています。7月中旬に平成29年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

保険料は、介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。

ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

※詳細については、納付通知書をご確認ください。

▼口座振替

保険料の納付は、納め忘れのない口座振替が便利です。納付通知書記載の金融機関や市役所窓口で手続きできますのでご利用ください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて、金融機関で口座振替の手続きが必要です(自動で口座振替に切り替わりませんのでご注意ください)。

※納付方法などの詳細については、お問い合わせください。

平成29年度
後期高齢者医療保険料の納付について

保険料の軽減措置の改正内容

所得割額の軽減措置の改正

改正内容 所得割額の軽減割合

5割→2割

該当者 賦課の基となる所得金額が58万円以下の人(年金収入のみの場合は、収入金額211万円以下)

被用者保険被扶養者軽減措置の改正

改正内容 均等割額の軽減割合

合 9割→7割

該当者 後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険組合など被用者保険の被扶養者であった人

※世帯主および被保険者の総所得金額の合計が基礎控除額(33万円)以下の場合、9割軽減割合、もしくは8・5割軽減割合が適用されます。



8月から後期高齢者医療

被保険者証が新しくなります

現在利用している被保険者証の有効期限は7月末までとなっています。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で郵送します。

被保険者証の有効期間

新しい被保険者証の有効期間は8月1日～平成30年7月31日です。

新しい被保険者証が届いた

ら、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容を必ずご確認ください。

期限切れの被保険者証

古い被保険者証は、保険年金課に返却、または、個人で処分をお願いします。

医療機関窓口での自己負担割合の判定

自己負担割合(1割または3割)の判定は、前年の所得

特別徴収(年金天引き)の本徴収から増額

軽減措置の改正等により平成29年度の保険料が増額になっても、特別徴収の仮徴収(平成29年4月～8月)は、平成29年2月の年金から徴収した保険料と同額を徴収します。特別徴収の本徴収(平成29年10月～平成30年2月)から、平成29年度保険料増額分が反映されます。

年間保険料の例

平成28年度	
均等割額	42,070円→4,200円 (9割軽減適用)
所得割額	0円(軽減措置適用)
年間保険料	4,200円
平成29年2月の特別徴収	700円
平成29年度	
均等割額	42,070円→12,620円 (7割軽減適用)
所得割額	0円(軽減措置適用)
年間保険料	12,620円

上の例の場合の平成29年度徴収額

年税額 12,620円					
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
700円	700円	700円	3,520円	3,500円	3,500円

仮徴収は、平成29年2月の保険料と同額を徴収

年税額 から4～8月で納めた2,100円を差し引いた残額10,520円を3回に分けて徴収

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成30年 7月31日
被保険者番号 12345678 住所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
氏名 埼玉 太郎 性別 男
生年月日 昭和8年 4月 1日
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効年月日 平成21年 7月 1日
交付年月日 平成29年 7月 1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号 39111234
保険者名 埼玉県後期高齢者医療広域連合

▲後期高齢者医療被保険者証イメージ(紺色)

状況に応じて毎年行いますので、被保険者証の負担割合が変更となる場合があります。※住民税課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は、被保険者全員が3割負担となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請手続きはお済みですか？

住民税非課税世帯の人が、入院や高額な外来診療を受けるとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示することで、同一月内における同一医療機関の医療費、食事代の負担が軽減されます。

認定証の有効期間

現在利用している認定証の有効期限は7月末までです。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 交付年月日 平成29年 8月 1日
被保険者番号 12345678 住所 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
氏名 埼玉 太郎 性別 男
生年月日 昭和8年 4月 1日
発効年月日 平成29年 8月 1日
有効期限 平成30年 7月31日
適用区分 区分1
長期入院 保険者印
該当年月日
保険者番号 39111234
並びに保険者の名称及び印 埼玉県後期高齢者医療広域連合

▲認定証イメージ

8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中旬に郵送します。※申請方法などの詳細については、お問い合わせください。